

【写】

富 最 賃 専 第 4 号
令 和 8 年 8 月 5 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会
富山県最低賃金専門部会
部会長 両角 良子

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月2日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額998円）は令和6年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、富山県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	◎両角 良子	○柳原 佐智子	吉田 洋
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	広上 利晴	野中 康夫

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 1 9 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別 紙 2

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 998 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,915 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 箇月換算額

998 円（富山県最低賃金）× 173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
× 0.824（可処分所得の総所得に対する比率※）＝ 142,925 円

※ 令和 8 年 7 月 10 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

政府及び中央最低賃金審議会に対する要望について

大多数を占める中小企業の支払い能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要であることから、様々な支援策の周知・徹底を、以下のとおり国に強く要望する。

- 1 最低賃金引上げを企業努力のみに求めるのではなく、価格転嫁の徹底、社会保険料負担の軽減、税制支援、各種助成措置など中小企業・小規模事業者への支援策を一層拡充させること。
- 2 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた審議を行えるよう、参考となる統計や分析資料の拡充、特に「通常の事業の賃金支払い能力」を評価するための客観的指標を提供すること。
- 3 地方最低賃金審議会が地域の実情を踏まえた実質的な審議を行えるよう、目安制度の在り方について検証・見直しを行うこと。